

9巻
17巻
3年

1964年度宜野湾市議会定例会と議録

- 1964年9月9日第17回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。
- 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	2番	北川	3番	天仲	4番	久村
4番	安次	5番	石川	6番	安大	7番	里川
7番	稻嶺	8番	石石	9番	大官	10番	城村
10番	又吉	11番	石仲	12番	官仲	13番	村
13番	伊佐	14番	仲伊	15番	仲	16番	村
16番	官里	17番	伊	17番	仲	18番	村
21番	古波					19番	村
						20番	村
						21番	村

- 不応議員は次の通りである。
18番 中里 幸助 19番 武島 行男
- 出席議員は応招議員と同じである。
- 欠席議員は不招議員と同じである。
- 市町村自治法第61条の規定により説明のため出席した者は次の通りである。
市長 仲村 春勝 助 役 具屋 真徳 総務課長 松川 正徳
建設課長 島袋 昌彦
- 議会事務局の出席者
局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅 島袋 真由 知念 善光
- 議事日程は次の通りである。
日程第1. 会期の決定について
日程第2. 議事録署名議員の指名について
日程第3. 議案第38号 財産(土地)の取得(購入)について
日程第4. 議案第39号 土地無償貸与について
- 会議のてん末

1964年度宜野湾市議会定例会々議録

1. 1964年9月9日第17回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 義太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 久雄		
4番	安次 富盛	5番	石川 真六	6番	仲村 里果		
7番	稻嶺 正幸	8番	石田 美正	9番	安里 明昇		
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇		
13番	伊佐 真得	14番	伊村 喜貞	15番	大宮 昌光		
16番	官里 敏行	17番	伊佐 貞寿	20番	仲村 昌光		
21番	古波 蔵次郎						

3. 不応議員は次の通りである。

18番 中里 幸助 19番 長島 行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により説明のため出席した者は次の通りである。

市長 仲村 春勝 助 役 長屋 真徳 総務課長 松川 正義
建設課長 島袋 昌兼

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 義島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 議案第38号財産(土地)の取得(購入)について

日程第4. 議案第39号 土地無償貸与について

9. 会議のてん末

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より第17回直野橋市議会定例会を開会いたします。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時42分)

議長～再開致します。(午前10時52分)

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1、会期の決定についてをお語りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前10時54分)

議長～再開致します。(午前10時59分)

議長～1番議員、4番、3番議員の出席を報告致します。

議長～休憩中に話し合いました様に、本会期を本日より23日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がない様でありますので、本会期を本日より23日までの15日間とすることに決定致します。

議長～日程第2、会議録署名議員の指名についてお語りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前11時2分)

議長～再開致します。(午前11時6分)

議長～本会についても休憩中に話し合いました様に議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議長指名といたします。
9番 安里安昭 17番 伊佐貞寿の両議員にお願いします。

議長～暫休憩致します。(午前11時7分)

議長～再開致します。(午前11時26分)

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より第17回宜野湾市議会定例会を開会いたします。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時42分)

議長～再開致します。(午前10時52分)

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1.会期の決定についてをお諮りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前10時54分)

議長～再開致します。(午前10時59分)

議長～1番議員.4番.3番議員の出席を報告致します。

議長～休憩中に話し合いました様に、本会期を本日より23日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がない様でありますので、本会期を本日より23日までの15日間とすることに決定致します。

議長～日程第2.会議録署名議員の指名についてお諮りいたします。

議長～暫休憩致します。(午前11時2分)

議長～再開致します。(午前11時6分)

議長～本案についても休憩中に話し合いました様に議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議長指名といたします。
9番 安里安明 17番 伊佐貞寿の両議員にお願いします。

議長～暫休憩致します。(午前11時7分)

議長～再開致します。(午前11時26分)

議 長～日程第3、議案第38号、財産(土地)の取得(購入)についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由に示した通りであります。尚詳しいことについては皆様方の御質疑に応じたいと思います。宜しく御審議を御願いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 5番～中部商業高校の誘致に関しましては、市民も要望しているのは御承知の通りであります。そこまで持つてこられた当局並びに関係者に対してその御苦勞に対して非常に感謝の気持は変わりません。只一つここでその敷地買上げに対しまして案件に表示された6ドル並びに8ドルと云う坪当の設定はたどえいかなる事情があるにせよ、私には適正なる評価だとは考えられないのであります。そこでこの6ドル、8ドルを妥当だというふうな線でそこに設定して、そして議案に案件として出しておりますが、もう少し詳しく地主との間にこの金額が合意に達するまでの経過の行先を具体性をおびた所の説明をして戴く様お願いいたします。

議 長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議 長～再開致します。(午前11時32分)

市 長～商業学校敷地として、これを購入するに適正なる値段と思うかどうかという御質問ですか。

議 長～暫休憩致します。(午前11時33分)

議 長～再開致します。(午前11時34分)

市 長～現状の土地の値段も又商業学校敷地としての土地の値段も、すべて加味されております。そして適正であると考えております。

議 5番～それでは仮に商業学校用地として必要だから、当局がこの土地を求めなければならない立場にありますが、仮にこういう理由がない場合に商業学校用地として必要あるという理由がない場合において、市長はその辺一帯の土地をやはり坪当り6ドル、8ドルと云うふうに評価されますか。

市 長～これについては事実5号線の近くに出たもので、私の家の前にも8ドル50セントで売つたものがありますし、又土地においても、と場の近くに5ドル50セントのものが出ておりますので、今度の場合の評

議長～日程第3、議案第38号、財産(土地)の取得(購入)についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由に示した通りであります。尚詳しいことについては皆様方の御質議に応じたいと思っております。宜しく御審議を御願いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議5番～中部商業高校の誘致に関しましては、住民も要望しているのは御承知の通りであります。そこまで持つてこられた当局並びに関係者に対してその御苦勞に対して非常に感謝の気持は変わりません。只一つここでその敷地買上げに対しまして案件に表示された6ドル並びに8ドルと云う坪当の設定はたとえいかなる事情があるにせよ、私には適正なる評価だとは考えられないのであります。そこでこの6ドル、8ドルを妥当だというふうな線でそこに設定して、そして議会に案件として出ておりますが、もう少し詳しく地主との間にこの金額が合意に達するまでの経過の行先を具体性をおびた所の説明をして戴く様お願いいたします。

議長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議長～再開致します。(午前11時32分)

市長～商業学校敷地として、これを購入するに適正なる値段と思うかどうかという御質問ですか。

議長～暫休憩致します。(午前11時33分)

議長～再開致します。(午前11時34分)

市長～現状の土地の値段も又商業学校敷地としての土地の値段も、すべて加味されております。そして適正であると考えております。

5番～それでは仮に商業学校用地として必要だから、当局がこの土地を求めなければならない立場にありますが、仮にこういう理由がない場合に商業学校用地として必要であるという理由がない場合において、市長はその辺一帯の土地をやはり坪当り6ドル、8ドルと云うふうに評価されますか。

市長～これについては事実5号線の近くに出たもので、私の家の前にも8ドル50セントで売つたものがありますし、又土地においても、と場の近くに5ドル50セントのものが出ておりますので、今度の場合の評

ならば又売らばよいとも、緑
 ならばよいとも、緑
 線はなれど、おれは
 のとせよ、おれは
 て、私に頼むと、おれは
 米思ふに、おれは
 つて、おれは
 もつた、おれは
 をたのむ、おれは
 資料を、おれは
 のは、おれは
 も、おれは
 課の、おれは
 財の、おれは
 政府の、おれは
 は、おれは
 につける、おれは
 大に、おれは

5 番〜もち論土地購入におきましては、相手の地主側にかはなる理由にある
 にせよ、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは
 点とは、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは
 の線は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは
 通りの最高額は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは

市長〜平均8ドルであります。

5 番〜それに対しまして当局側が買い求める立場として相手側に示めた金
 額は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは
 額は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは

市長〜先き申し上げました様に私達としては出来るだけ安い所で政府が了解
 するならば、上の5号線に近い所で云うじやなしに、おれは
 との折衝は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは
 5ドル以下ではないですか、おれは
 を望みにもつて政府の予算を取ら、おれは
 を更してこの平均8ドルに、おれは
 は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは
 は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは

5 番〜これは個人地主と申しませよよりも、いわゆるこの個人の地主の方の
 代表という立場の何名か、おれは
 か、代表と云うより、おれは

市長〜これについては、真珠原、我如古も大体には都落の役員の方で、おれは
 期成会というのを、おれは
 主は折衝は、別でその間に合意に達しては、相手を私側が買取りたいと、おれは
 の所を、おれは
 が、おれは
 は、おれは
 は、おれは
 は、おれは
 は、おれは

価については、政府の管財課もその資料をもつて来て、その額ならば大体行けると云うので昨日の通知は下したものだと思ひ私達としても又たとへ商業学校なくとも、地主にぎせいのない様にこれだけならば売つてもよい、買つてもよいと云う公正の値段で書類を出してくれという話してもつて来ましたので、今度の購入は商業学校の敷地ということになつておりますので、商業学校の敷地ということになつておりますので商業学校の敷地にて、これでよいし又周囲の値段においても、地主やその関係者の方に大きなぎせいが無いものとして私達は今の線を出した訳であります。

5 番～もち論土地購入におきましては、相手の地主側にいかなる理由にあるにせよ、ぎせいを強めることは出来ません。私の質問はあくまでもその点とは別であります。適正な評価設定に対するのがポイントであります。そこでその交渉にあたりまして現在当局との間に6ドルと8ドルの線で地主との間に合意に達しておりますが、最初地主側が示めた通りの最高額はいくらでありますか。

市長～平均8ドルであります。

5 番～それに対しまして当局側が買い求める立場として相手側に示めた金額はいくらでございますか。平均でも結構です。或は最高でも結構です。

市長～先き申し上げました様に私達としては出来るだけ安い所で政府が了解するならば、上の5号線に近い所だと云うじやなしに、あの頃は地主との折衝ではございませぬ。只部落の代表の方とその辺なら4ドルか5ドル以下ではないですかと云う話しを聞いておりましたので、それを望みにもつて政府の予算を取る頃は話しておりましたが、途中で変更してこの平均8ドルになつたから、それではどうしても政府としては頭をたてに振ることはないから何とかしてこれを安くしてもらいたいという折衝で当つただけで、これだけならば買うというような値段はこちらからは打ち出しておりませぬ。

5 番～これは個々の地主と申しますよりも、いわゆるこの個人の地主の方の代表という立場の何名かの間にこの土地買売の話はつけられたんですか。代表と云うよりは何名かの方と。

市長～これについては、真栄原・我如古も大体にているが、真栄原の場合は期成会というのを作つて、我如古の場合には部落の役員の方でこの地主は折衝はして戴きました。そして自治会長さんがこれをまとめて私の所に報告して一諾になつて、その線ならば売つてもよいと云う契約が出来るといふ承諾を得ておるといふので、一応その資料は又教局には報告して、そして一人一人には色々意見とか、難しい所もありましたが、1番最後に部落の方で永代この人の何を契約書を得ることが出来ないの、それについては市の方も一諾になつて折衝してもらいた

いということ。最後にいつたその1件が宅地の方でありまして、それ
れでこちらから行くのは三ヶ敷と兼敷校区出身の勝の方とそれから兼
敷委員の方と総務課長を兼ねておられるが、貴殿のお家の間は
屋敷といふことにはなつておられるが、貴殿のお家の間は
屋敷は全部8ドルにするからという約束で一番最後の解決はつ
たにまつておられます。

5 番～先程休憩中の時間に一言申し上げましたが、地目毎の合計坪数を御説
明願います。

総務課長～畑の方が21筆、その下の方に6,108坪、それから山林3,123坪は
地3,297.67坪、原野6.9坪合計12,597.67坪であります。

5 番～土地売買契約の第6条についてと説明願います。私が説明を求めてお
りますのは、登記に関する費用負担でありますか、それとも登記行
そのものだけをいうているのか。

総務課長～主に費用というものが主体になりますが、一応そうなりま
す行為といふ形式においては一応このように色々分をすべきとい
うふうな意味であります。第6条では登記申請については前記の
うの契約締結及び前条に規定する登記申請は乙が前記の登記
の続きを必要書類をこの契約締結後遅滞なく甲に提出するに
て登記申請をなされる訳であります。一応保存登記、それから
ついでには、2個り考えられます。一応保存登記、それから
ものは分筆登記という例で、売買登記の場合は前記の登記を
がその分筆乙が手続をする、今度甲は所有権の移転登記を
いう様ないろいろの契約であります。

5 番～この案件に示された通り買上げ行為をいたしました場合に、いづれ後
日所有権移転の登記をしなければならぬということになります
その場合におきましては、70,000ドル余の不動産の取得登記をす
ることになります。それに対する登記税はいくら位になりますか。

総務課長～その辺の所は未だ調査してございせんが、登記については行政
人であります市町村の場合には、そういう税金はつかなくつたと思
つております。未だ確突な調査はしてございませんが。

5 番～結局地方自治体と政府という様な公共団体間の行為でありますからそ
ういうふうな登記は免税になるという前提で、当局はこの問題を
取り込んでおられますか。それとも免税になるという判断の元
に、或は予想の元にどちらですか。

総務課長～現在は判断の下であります。

いということ、最後にいつたその1件が宅地の方でありまして、それはこちらから行くのは三役と編教校区出身の議員の方とそれから教育委員の方と総務課長を加えてそしてそのお家を訪問したら、実は1屋敷ということになつておるんだが、貴殿のものは筆が大きいから1筆は全部8ドルにするからという約束で1番最後の解決はつけられたことになつております。

5 答～先程休憩中の時間に一言申し上げましたが、地目毎の合計坪数を御説明願います。

総務課長～畑の方が21筆。その下の方に6,108坪。それから山林3,123坪。ほ地3,297.67坪、原野69坪合計12,597.67坪であります。

5 答～土地売買契約の第6条についてと説明願います。私が説明を求めておりますのは、登記に関する費用負担でありますか。それとも登記行為そのものだけをいうているのか。

総務課長～主に費用というものが主体になりますが、一応そうなりますと行為自体の形式においては一応こういふ様な色々分けをすべきであるといふふうな意味であります。第6条では登記申請についてはいわけの契約締結及び前条に規定する登記申請については乙が前提登記の手続きをすると、そうすると前条の5条では乙は売買土地の所有権登記に必要な書類をこの契約締結後遅滞なく甲に提出すると、それによつて登記申請がなされる訳であります。その場合にこの所有権登記については、2割り考えられます。一応保存登記、それから分筆すべきものは分筆登記。そういう何の売買登記の場合は前提登記がございましてその分は乙が手続きをします。今度は甲は所有権の移転登記をするという様ないろいろ分けの契約であります。

5 答～この案件に示された通り買上げ行為をいたしました場合に、いずれ後日所有権移転の登記をしなければならぬということになりますが、その場合におきましては、70,000ドル余の不動産の取得登記をすることになりますが、それに対する登記税はいくら位になりますか。

総務課長～その辺の所は未だ調査してございませんが、登記については行政法人であります市町村の場合は、そういう税金はつかなくつたと思つております。未だ確實な調査はしてありませんが、

5 答～結局地方自治体と政府という様な公共団体間の行為でありますからそういうふうな登記税は免税になるという前提で、当局はこの問題に取り込んでおられますか。それとも免税になるという判断の元に、或は予想の元にどちらですか。

総務課長～現在は判断の下であります。

5 番～ 同一判断があやまつて出なくてはならないという場合になつた場合に
も備えて判断というのは、それは確実ではない訳ですな、わずかの金額だ
たら出ないだろうと思つて送つていた或手続業務が、わずかの金額だ
つたら出る様になつてもたいしてひびかない訳ですが、70,000円に
対する登記税ということでは、これは市長の給料のおよそ何倍かになる
はずであります。従つておおよそでなくして、なるだろうといつた
様な予測ではなくして、電話一本で5分間もあれば確かめることが出来
るはずであります。その辺をもう少し、こういふふうな市財産しかも
相当額にのぼる所の市有財産の取得にあたりましては、もう少しその
辺まで小さい様ではあります、氣をつかつてもらいたいと思ひます
それに対して主管課長の総務課長は、どういふふうにお考へてありま
すか。

総務課長～ 今申し上げました様に従来我々があつた範囲においては、判断
としてどうでもいへますが、今御質問がありました様に細部にわたつて調査して
見たいと思つております。

議 長～ 暫休憩致します。(午後12時)

議 長～ 再開致します。(午後12時5分)

5 番～ はつきり6ドルの線で決定してありますが、山林、その他現物の利用
価値等から評価致しまして4ドルの線も振れませんでしたかどうか、
その折衝経過においての説明をお願い致します。

市 長～ 今度の場合地目には山林とか畑とか原野があるんだが、今日では地目
による価値の差というものは付けられないということ、一筆に6ドル
といふふうに話し合つたのであります。と申し上げますのはよそでも
同じこと、必ずしも畑だから山林よりは安いとはいへない、利用価
値に各々使い方もよりますので、そのために山林はいくらにするん
か、原野はいくらにするんか地目による所の価値の差はつけられんか
ら一筆に6ドルにしようといふふうに話し合つた様であります。

5 番～ 地目に関しては市長の説明の通りであります、現況の利用価値と云
う面からは6ドルと8ドルのそのまゝに分けて出すという様でござい
ますが、決めた様な田舎を受けず、もち論私は現場に行つたことあり
ませんから、ここで質問いたしておる訳でございますが、現況におけ
る利用価値、そのいつた面からいへばと段階を、例えば3段階位に分
出来なかつたかどうか、この区を實際に現場を見てこられた当局の
なたでも結構ですから説明して下さい。

市 長～ この場合には、政府からも又私達としても實際この土地としては、も
つと段階を付けるのが適当だといふので、実は松林もあれば、ぬま地
もあるし、實際あつた畑もあるし、それから石母山もあるのでそれを
段階つけてもらつたといふふうにいゝいろいろお願いしましたが、先

5 番～同一判断があやまつて出なくてはならないという場合になつた場合にも備えて判断というのは、それは確實ではない訳ですな。わずかだつたら出ないだろうと思つて進めていた或手続業務が、わずかの金額だつたら出る様になつてもたいしてびびかない訳ですが、70,000ドルに対する登記税ということは、これは市長の給料のおよそ何倍かになるはずであります。従いましておよそでなくして、なるだろうといつた様な予測ではなくして、電話一本で5分間もあれば確めることが出来るはずであります。その辺をもう少し、こういうふうな市財産しかも相当額にのぼる所の市有財産の取得にあたりましては、もう少しその辺まで小さい様ではあります、気をつかつてもらいたいと思ひます。それに対して主管課長の総務課長は、どういふふうにお考えでありますか。

総務課長～只今申し上げました様に従来我々があつかつた範囲においては、判断としてはさうでしたが、今御質問がありました様に細部にわたつて調査して見たいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午後12時)

議長～再開致します。(午後12時5分)

5 番～はつきり6ドルの線で決定してありますが、山林、その他現状の利用価値等から評価致しまして4ドルの線も押れませんでしたかどうか、その折衝経過についての説明をお願い致します。

市長～今度の場合地目には山林とか畑とか原野があるんだが、今日では地目による価値の差というものは付けられないということで、一律に6ドルというふうに話し合つたのであります。と申し上げますのはよそでも同じことで、必ずしも畑だから山林よりは安いとはいえない。利用価値は各々使い方にもよりますので、そのために山林はいくらにするとか、原野はいくらにするとか地目による所の価値の差はつけられんから一律に6ドルにしようというふうに話し合つた様であります。

5 番～地目に関しては市長の説明の通りであります。が、現況の利用価値と云う面からは6ドルと8ドルのそのままに分けて出すという様で大きつぱりに決めた様な印象を受けます。もち論私は現場に行つたこともありませんが、ここで質問いたしておる訳でございますが、現況における利用価値さういつた面からはもつと段階を、例えば3段階位に区分出来なかつたかどうか。この区を實際に現場を見てこられた当局のどなたでも結構ですから説明して下さい。

市長～この場合には、政府からも又私達としても實際この土地としては、もつと段階を付けるのが適當だといふので、実は松林もあれば、ぬま地もあるし、實際あけた畑もあるし、それから石粉山もあるのをそれを段階つけてもらう様にといふふういろいろお願いしましたが、先き

申し上げました様に、いざ收購をつけるとしたら地主の方がどちらも山でも畑よりは高いんだと、いや畑が高いんだと、いや松林が高いんだと、いざということでも相当もめて、じや一率にしようということでも出来なかつた様であります。

議 長～外にありませんか、なければ質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打切ることに御異議いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

1 番～本案の財産の取得につきましては、その目的がかれて私達市の要益でありました商業高校が決定されて、その商業学校敷地を政府に提供するための土地購入でございますので原案に賛成いたします。尚土地の購入に對しましては、地元の適切な要益がございまして、各地主の積極的な協力によつて本準備がまとまつたものと聞いております。併せて地元の各地主に對してもその勞に對して敬意を表し、本案の取得に賛成するものであります。

15 番～結論からいつて反対であります。当然高校急増対策の一環としては当然出されるべきでありますけれども、経費というのには当然その負担するべきであります。市町村にシワ寄せするということは、まかりならんと思つております。1次的に市が調達するといつた様なことをずつと前々からいわれて来ましたが、高校が設立されてからもう十、十五年にもなりますけれども、未だそういつた問題点が解決されないままです。いかなる理由があつたにせよ財政の問題で非常にひつぱっている市町村財政をおびやかすことは私としては賛成出来ないので、原案に反対致します。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～と異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

議 長～では議案第38号財産(土地)の取得(購入)についてを表決に付します。原案に賛成の方举手願います。賛成多数でありますので、議案第38号財産(土地)の取得(購入)については原案通り可決決定いたします。

申し上げました様に、いざ段階をつけるとしたら地主の方がどちらも山でも畑よりは高いんだと、いや畑が高いんだと、いや松林が高いんだということで相当もめて、じゃ一率にしようということで部落としても出来るだけ段階はつけようとしたけれども、これが出来なかつた様であります。

議長～外にありませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に対する質疑を打ち切ることに御異議いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

1 番～本案の財産の取得につきましては、その目的がかねて私達市の要望でありました商業高校が決定されて、その商業学校敷地を政府に提供するための土地購入でございますので原案に賛成いたします。尚土地の購入に対しましては、地元の適切な要望がございまして、各地主の積極的な協力によつて本準備がまとまつたものと聞いております。併せて地元の各地主に対してもその労に対して敬意を表し、本案の取得に賛成するものであります。

15 番～結論からいつて反対であります。当然高校急増対策の一環としては当然出されるべきでありますけれども、経費というのは当然その類する施設に当然政府が負担すべきでありまして、市町村にしわ寄せするということは、まかりならんと思つております。1次的に市が調達するといつた様なことをずつと前々からいわれて来ましたが、高校が設立されてからもう十、四五年にもなりますけれども、未だそういつた問題点が解決されないままであります。いかなる理由があつたにせよ財政の問題で非常にひつぱくしている市町村財政をおびやかすということとは私としては賛成出来ないもので、原案に反対致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ご異議がないものと認め討論を打ち切ることに致します。

議長～では議案第38号財産(土地)の取得(購入)についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。賛成多数でありますので、議案第38号財産(土地)の取得(購入)については原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩致します。(午後12時7分)

議 長～再開致します。(午後12時8分)

議 長～日程第4、議案第39号土地無償貸与についてを議題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市 長～最初に申し上げました様に今度の中央教育委員への商業高等学校の敷地を決定するにどうしても貸与契約が必要であるというので、これを提案してありますので、よろしく御審議願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後12時12分)

議 長～再開致します。(午後12時13分)

5 番～休憩中にも話合ひがありまして、この無償貸与の期間の9ヶ月とそと、或いはこの間に打掛し中央の軌道敷地を明け渡す、即ち委員会の御審議願います。

市 長～政府の所定に準じて、中央教育委員の指導に基き、本市の商業高等学
校の敷地を貸与するに、中央教育委員の御審議願います。また、中央教育委員の御審議願います。
政府の所定に準じて、中央教育委員の指導に基き、本市の商業高等学
校の敷地を貸与するに、中央教育委員の御審議願います。また、中央教育委員の御審議願います。
政府の所定に準じて、中央教育委員の指導に基き、本市の商業高等学
校の敷地を貸与するに、中央教育委員の御審議願います。また、中央教育委員の御審議願います。

議 長～暫休致致します。(午後12時7分)

議 長～再開致します。(午後12時8分)

議 長～日程第4、議案第39号土地無償貸与についてを議題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市 長～最初に申し上げました様に年度の中央教育委員への商業高等学校の敷地を決定するにどうしても貸与契約が必要であるというので、これを提案してありますので、よろしく御審議願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休致致します。(午後12時12分)

議 長～再開致します。(午後12時13分)

5 番～休憩中にも話合いがありました。この無償貸与の期間の99年度とすることについて、あえて99年度という期間を打出したからにはそれなりの理由があるんじゃないかと思えます。当局と中央委員会側と折衝に当られた市長としてはどういふふうな印象を受けられたか、或は又折衝した結果99年度教えて、中央教育委員会側が固執したその理由はな辺にあるかをおわかりでしたら御説明願います。

市 長～政府それから中央教育委員会に対しては一応の話はやっておりますがこれについては前に中部の工業高等学校を貸与した契約書があるのでそれに準じて契約することになろうという話合いになつたのですが、その場合にこの5条が中部工業高等学校の契約の場合に中部の市町村長、あの場合には議会も組合も一諾になつて振興会でこれを審議したのですが、これをどうも困るというので、何とかしてこの5条を除いてもらいたいというふうに折衝したんですが、貸与という契約については期間が要ると、その期間となると中央教育委員会としては、文教局の今の高校は政府の方で毎年毎年予算をねん出して、それで買い上げていく方針ではあるが、中央教育委員会としてはその金は全然ない訳であります。委員会として期間を決めることは何日になるかは分らないと、又何年度はいくらの予算を計上、何年度までには全部買上げるということは立法院で議決してからでないといえない事であるし、私達としてはその予算ももつていないし、又買上げの約束も出来ないのといつまでもこれを借りるんだという中央教育委員会の気持で99年度中央教育委員会としては期限を示されないという所から、こういうことを入れてあるから、然し入れてあつても政府の方で年次的に予算をねん出して買上げて行くという工作は講じられている様であるからそういうふうに了解してもらいたいということと、中央工業高校の場

合にはそのまきで済まし然で今度の場合も以た様な契約を浦添村
もしているし又宜野灣市もこういうふうに出してはいますが、前に中
部工業高等学校の方式で契約はしてよろしいという話はいました
たので、原案としてこれを出してあります。

5 音〜商業高校を我が宜野灣市内に設置するといふことは非常によいこと
であります。然し原則として全額諸費用を政府が負担すべきでござい
りますが、いろいろの事情から、これは宜野灣市も商業学校に納付する
つては以上は、だかたを認めてお互いの利益を考慮し、99年間は
約をしないといふことと、これを70,000ドルを早く買上りて、99年
出来ません。その間に、これを早く買上りて、99年間は、
ら無理に70,000ドルを早く買上りて、99年間は、
すが、これを早く買上りて、99年間は、
短期の間を1年最出期にあたり、
手その見様な説明に、
ゆめつては先程の通り、
といつては、
は行かず、
は2〜3年、
同高いうふうな、
出ない、
湾市長は、
なされた、
年り、
府を、
えは、
はど、
1年、
酒は、

合にはそのまま済ました訳で今度の場合も似た様な契約を浦添村もしているし又宜野湾市もこういうふうに出していますが、前に中部工業高等学校の方式で契約はしてよろしいという話はいたしましたので、原案としてこれを出してあります。

5 答～商業高校を我が宜野湾市内に設置するという事は非常によいこと
であります。然し原則としては全額諸費用を政府で負担すべきであ
りますが、いろいろの事情から、これは政府が出さないと言いますが、
つては、だからといつて我が宜野湾市もそれじゃ我々も契
約をしないということになると目的のいゆる商業学校も地味は
出来ません。そういつた関係でお互いの宜野湾市のひん弱な財政か
ら無理に70,000ドルを投じて買い上げるといふことになつてお
りますが、これを早い機会に出きたら来年でも或は再来年でも成
るべく短期間の中に全部政府に買い上げてもらう様にすればこの
無償貸与の期間を1年最悪の場合止むを得ない場合でも例えば5
年とかそういうふうに出すべきであります。99年といつた様な全
くゆめを見る様な期間をあくまで政府はこの期間には買わなくて
よいといつた様な政府の立場からの契約になつております。これは
先程市長の説明にありました様に、何れ政府が買い取つてもら
うのだといつても99年の借入権を獲得した後は政府は絶対そま
でるは行かなくても、いゆる買い上げなくてもよいという立場を取
つてあります。従いまして宜野湾市としましては早く買い取つて
くれという立場にするかには、この無償貸与の期間を1年乃至
2～3年年限定すべきであります。99年即ち100年と
同じであります。それを向こうがそういうふうにして中
部工業高校もそうであつたから、こういうふうにしたんだといふ
政府はそういうふうな口調を成程、そうかというふうに応ずるの
は私に納得出来ないのではありません。すじが通らない話はい
くまで拒否すべきであつて私はこの99年という無償貸与の期
間そのものには、宜野湾市の最悪な不利の条件であるといふ
ふうに思っています。そこで市長はこの無償貸与の契約の条
項を既に相手側と個々についで折衝なされた上での案件と思
いますが、それでよいという意志表示を為された訳でござい
ますか。政府に対して宜野湾市側としては99年でも結構
ですと、そういうふうな意志表示を既に為された訳であ
りますか。全く軽率なお尋ではないかと私は思っています。
あくまで政府に買い取つてもらふにはそのことが出来る様
にする。先ず繁地を我々に維持してなくちやならないと思
います。期間が99年使用することゝ与えてしまつたから
は買い取つてくれといふことをいえないことありませんが、
強固に買い取つてくれと主張する為には失張り都合の悪
いようであります。ですから何故宜野湾市としてはどう
しても99年の期間が出来ないんだ。長くて5年出来たら
1年位にしたんだといふふうなそういうふうな自らの考
えに基くところの意志表示を何故為さなかつたか、私は
そういうふうな消極的な当局の出方に対して不満をもつて
おります。この99年間は折衝に当られた市長個人とい
たしまして5年乃至もつと短い期

間に訂正する可能性はないものであるか、市長はどのようなふうにお考えになつておられますか。見透して結構でございます。

市長～話は中部商業高等学校をこちらに誘致するという時の話でありますので、こちらは何んとかして誘致したいという弱みがありました。それぞれじや工業高等学校や浦添の高等学校のような契約でよいかといつておりましたので、私はよいと答えておりますので、1つ1つの条文についての文教局とも中央教育委員とも話し合ひはしておりません。只両校の方式契約してよいということを局にも中央教育委員にも話ただけでありますので、これの決定についてはこちらこの案が決まれば中央教育委員会にこの案が出されるのであります。が、若し今の99年という貸与期間が5年なり、3年なりに訂正してこちらから議決してもつて行つた場合には中央教育委員がこれを認めるかどうかは望み薄いんじゃないかというふうな感じがするのであります。と申し上げるのは浦添もそういうふうに行つてゐるのに宜野湾だけがそれじやいかんということになれば、これはむづかしいんじゃないかという感をもっている訳であります。

5 答～総務課長が知っている範囲内で結構であります。政府有地いわゆる政府の用地として民間若しくは公共団体に貸してある土地、この土地の賃貸借期間は普通どの位の期間がとられていますか。

総務課長～こちらの直接の賃貸借の契約もございしますが、その例から致しますと5年乃至7年という契約期間でなされております。然しこれはその賃貸する目的によつて、いわゆる建物を建設する目的などの場合は借地法の適用も受けますので、たとへ7年とか或は5年とかになつても実際上は借地法の適用になつて効力はないんだが、然し政府としては5年という契約の事例もございしますが、充てん分それを考慮して載きまして、その期間毎に賃貸料その他の契約の更新を為されております。賃貸料についてはそういう事例もございします。

5 答～更に総務課長に見解をお伺いします。この土地の場合には賃貸契約でなくて、無償貸与であります。でありますからにはたとへ短期間というふうな期間で設定しても、この期間毎に地代の更新とかいう様なわずらわしい問題はない訳であります。単なるいわゆる使用期間だけあります。そういう内容でありますからあえて99年というふうにしなくても別に政府側としては支障はないものと私は思ひます。にもかかわらずあえて99年と設定したからには、~~あえて~~何かそこには我々が知らない所の理由があるのか、ないのか。この辺さえはつきりしてもらえば、場合によつては納得も出きるし、或は場合によつては納得も出きないというふうな結論は出せる訳であります。が、この99年これは我々ばく然としております。

総務課長～これは当局としてでなくて私の見解としてであります。この無

借貸与ということについていろいろの目的、貸与の目的によつて違ふと思ひますが、今回の場合の例からしますと政府が当然予算の計画、年次計画によつて中部工業方式で買上げていくというふうな政策的な基本線をもつて居られる様であるのだが、然しそれはつきり文書上示したいわけであるが、何日かというふうな具体的明示はこれは毎会計年度の予算とも連も御さいますので、いろいろそういうふうな事情もあると思ひますが、いわずとて、この目的からいたしますと、高校設置という目的からしますとこれは半永久的と解してよいんじゃないかといわゆる契約期間によつては高校を閉止するとかあるいは又高校の施設そのものは本市においてはあくまでも永久的なものではなくてはならないというふうな使用目的の公共施設を建設するというふうな意味からは、その施設の永続性という意味から恒久的なものであるという意味から契約の体系においては、99年になつていゝるんじゃないかと、こうかしくしてあります。只残されているのは、この期間をどうちめていくかと、この期間がこれからの課題になると思ひますが、これについては一応当局並びに議会の全員でもつて今後の、今度は来年度の予算獲得の面からうんとふん発してもらつて出来るだけこの期間の実質的な短縮を図つて行く努力を払つていくというふうな面でも或程の解消は出きるんじゃないかというふうな見解をもつております。只今申し上げました様に99年についても施設そのものの目的は半永久的なもので半永久的にあつてもらいたい高校施設であるというふうな意味から解して載ければと思ひます。

5 答～もち論今の総務課長の説明の通りであります。ねらいは早い期間に全部買上げてもらうためにはという立場に立つておる訳であります。そうするためにはこの期間を短縮しておいた方が宜野湾市としては買上げの主張がやりやすい。そういう意味であります。特に貸与でもないし、無償貸与でありますからには契約の内容は無償で土地を提供する場合に有利に期間を設定すべきであつて無償で土地を使用する政府側に有利に期間を設定することは契約の公平のせい神からむじゆんしております。これはその辺を果して市民から批判を受けないかどうか非常に懸念するものであります。市長はこの問題について今先の説明ではどうも望みはない様な気がするというふうな御説明でありましたが、もう1回宜野湾市の考え方をいわゆる無償貸与の期間を短縮してもらいたいという考え方を手方に伝える考えはありませんか。

市長～今日から中央教育委員会が開催されますので、正直な所これの提案をするために向こうからも職員が来ておりますが、向こうは時間を争つてこれを待機しているかところでもありますので、今からこの折衝の余ゆうがないんじゃないかと思ひます。

5 答～今の市長の御説明と関連して質問致します。折衝の時間はないというところでありますが、もつと審議期間を充分議会に審議にも余ゆう

を与えるために17回定期会をもつと早く招集することは出来なかつたかどうか、この件についてお伺い致します。

市長～私達としても早くそれを招集して検討をしたいと思っておりますが、事実はその我知宙ということの決定が昨日のひるしか出来なかつたので、もつと前に招集は出来なかつたのであります。

議長～暫休憩致します。(午後12時35分)

議長～再開致します。(午後12時45分)

議長～外にありませんか、なければ質疑を打切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切るといたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

14番～結論から申し上げます、原案に賛成であります。理由は先の議案第38号の財産取得の案件と関連致しますので原案に賛成いたします。要望を申し上げます。問題は契約期間であります。当局におかれども気をゆるめず予算獲得に努力してもらふ様御要望致します。

5番～第1条から第4条までは中部商業高校の敷地と関連致しまして充分了解出来ます。しかしながら第5条の999年という条文がありますので、それは納得できません。従いまして第39号議案に対しては第5条の条文に賛成出来ませんので、反対いたします。

15番～結論から申し上げます。反対であります。理由は議案第38号で反対した通りの理由であります。

12番～結論から申し上げます。反対であります。先程の市長の答弁によりますと相手側即ち政府の中央教育委員会とはこの契約については各条毎には充分なる取り決めはやらなかつた。只単に向こうからの契約をそのまま受け入れようということでありましたので、原案に対し反対致します。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

を与えるために17回定例会をもつと早く招集することは出来なかつたかどうか。この件についてお伺い致します。

市長～私達としても早くそれを招集して検討もしたいと思っておりますが、事実その我如古ということの決定が昨日のひるしか出来なかつたので、もつと前に招集は出きなかつたのであります。

議長～暫休願致します。(午後12時35分)

議長～再開致します。(午後12時45分)

議長～外にありませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

14番～結論から申し上げます。原案に賛成であります。理由は先の議案第38号の財産取得の案件と関連致しますので原案に賛成いたします。要望を申し上げます。間柄は契約期間であります。当局におかれども気をゆるめず予算獲得に努力してもらふ様御要望致します。

5番～第1条から第4条までは中部商業高校の敷地と関連致しまして充分了解出来ます。しかしながら第5条の99ヶ年という条文がありますので、それは納得できません。従いまして第39号議案に対しましては第5条の条文に賛成出来ませんので、反対いたします。

15番～結論から申し上げまして反対であります。理由は議案第38号で反対した通りの理由であります。

12番～結論から申上りまして反対であります。先程の市長の答弁によりますと相手側即ち政府の中央教育委員会とはこの契約については各条毎には充分なる取り決めはやらなかつた。只単に向こうからの契約をそのまま受け入れようということでありまして、原案に対し反対致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を打切ることにいたします。

議 長～議案第39号土地の無償貸与についてを表決に付します。
原案に賛成の方举手願います。
賛成多数でありますので、議案第39号、土地の無償貸与については原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後12時50分)

議 長～再開致します。(午後12時53分)

議 長～本日(今日)の日程が全部終了致しますので、これをもって本日の会議を終ることに致します。尚次回は16日(水曜日)の午前10時から再開することに致します。

散 会 (午後12時54分)

15日～(今日)の議程が全部終了致しますので、これをもって本日の会議を終ることに致します。尚次回は16日(水曜日)の午前10時から再開することに致します。

12日～(今日)の議程が全部終了致しますので、これをもって本日の会議を終ることに致します。尚次回は16日(水曜日)の午前10時から再開することに致します。

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を打切ることいたします。

議長～議案第39号土地の無償貸与についてを表決に付します。
原案に賛成の方挙手願います。
賛成多数でありますので、議案第39号、土地の無償貸与については原案通り可決決定致します。

議長～暫休願致します。(午後12時50分)

議長～再開致します。(午後12時53分)

議長～本日の日程が全部終了致しますので、これをもつて本日の会議を終ることに致します。尚次回は16日(水曜日)の午前10時から再開することに致します。

散 会 (午後12時54分)